

関係各位 御中

2016年4月11日

一般財団法人大阪保育運動センター
大阪保育研究所
所長 久田 敏彦

〒542-001 大阪市中央区谷町 7-2-2-202
TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-3593
E-mail ken@hoiku-center.net

「子ども・子育て支援新制度」に向けての議員研修会のご案内

春陽の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日夜、地域の発展のためご奮闘されておられることに対し、深く敬意を表します。

私ども一般財団法人大阪保育運動センター大阪保育研究所は、国際児童年の記念事業として1980年に設立し、保育や学童保育の制度・保育内容等、現場に求められる調査・研究活動を行っている団体です。

さて、2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）がスタートしましたが、保育料や保育時間、待機児童の問題など新制度の課題が明らかになってきました。新制度をよりよい制度にするため、下記の要領で議員向けの研修会を行います。ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

日 時 2016年5月19日（金）13:10～17:00

会 場 大阪社会福祉会館 403 会議室
（地下鉄谷町線「谷町6丁目」駅下車、南へ徒歩10分）

内 容

【講座1】

- ・子ども・子育て支援新制度の概要、仕組み
- ・子ども・子育て新制度の問題点と自治体の役割
（待機児童問題、認定こども園、小規模保育事業、その他）

【講座2】

- ・少子化対策と子ども・子育て支援新制度
- ・公立施設の再編と認定こども園
- ・地域づくり

講 師 ●奥野 隆一（佛教大学特任教授） ●中山 徹（奈良女子大学大学院教授）

研修費 5,000円（資料代を含む）

【研修スケジュール】（予定）

12:50 受付開始

13:10～ 開会

13:20～15:20 【講座1】 講師：奥野 隆一（仏教大学）
（質疑を含む）

15:20～15:30 休憩

15:30～17:00 【講座2】 講師：中山 徹（奈良女子大学）
（質疑を含む）

交野市 → 谷町六丁目 2016年05月19日11:39出発

11:48発 → 12:31着 43分(乗車31分)



乗換:2回

26.8km

IC優先:530円

定期券 通勤:1か月 20,750円 / 3か月 59,140円 / 6か月 112,060円

11:48	交野市	乗車位置:前/後[4両]
5駅	京阪交野線・枚方市行 1番線発→6番線着	350円
11:58着 12:02発	枚方市	乗車位置:後[7両] 後[8両]
2駅	京阪本線特急・淀屋橋行 4番線発→4番線着	
12:20着 12:28発	天満橋	
2駅	大阪市営谷町線・八尾南行 1番線発→1番線着	180円
12:31	谷町六丁目	

領収証

2016年5月19日

日本共産党 藤田 茉里 様

¥5,000

但 議員研修参加費として上記領収いたしました

(一財)大阪保育運動センター 大阪保育研究所
〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-2-202
TEL06-6763-4381 FAX06-6763-3593

資料

子ども・子育て支援新制度の概要と課題

2016/05/19 大阪議員セミナー

はじめに—講義の目的

佛敎大学の杉山先生

- ・新制度に至る経過から見えてきたこと
 - *新制度が実施され一年が経過、この間、様々な問題が発生している
 - *新制度の仕組みを理解し制度が生み出す問題点を確かめていく
- ・新制度の改善課題を探る
- ・子どもの保育を受ける権利の実現のために取り組むべき課題を提起する

【1】 新制度（子ども・子育て関連3法）の内容

(1) これまでの制度の基本—憲法と児童福祉法を基本とした制度—

- ① 市町村の責任で保育を保障する
 - ・児童福祉法 24 条 1 項
- ② 保育保障のための費用は公的に保障
 - ・国・都道府県・市町村が最低基準を維持する費用を負担する
- ③ 保育所の基準の維持と向上
 - ・最低基準の遵守と向上努力義務
- ④ 保育所制度＝子どもの保育を受ける権利と保護者の働く権利の同時保障の役割を果たす
 - ・地方自治体から保育所の増設や保育の充実をすすめてきた

(2) 新制度に至る経過と改革のポイント（資料1）

- ① 1990年代からの改革方向
 - ・厚生省児童家庭局長の私的諮問機関「保育問題検討会」での改革提案（1993～1994）
 - *措置を廃止し直接利用契約に転換
 - *両論併記で結論出さず
- ② 社会福祉基礎構造改革による「措置から契約へ」「福祉の市場化」による制度改革（2000）
 - ・「措置から契約へ」と「事業主体の多様化による福祉の市場化」
- ③ 経済成長戦略の中に位置づける（2000～）
 - ・成長エンジンとしての保育—保育の産業化
 - ・産業化するための環境整備
 - *契約による市場化と規制緩和（企業の参入規制の緩和）
 - *社会福祉法人パッシングと社会福祉法人改革（企業とのイコールフットング）
 - *税制における社会福祉法人の優遇措置の見直し
- ④ 社会保障審議会少子化対策部会
 - ・厚労省と福祉改革としての保育制度改革（2009）
 - *新しい保育メカニズム＝直接契約
 - ・民主党政権による「子ども・子育て新システムに関する基本構想」（2012）
 - *幼保一体化、直接契約、保育の市場化・産業化の方針
 - *総合こども園構想を含めた関連法案を国会へ提出
- ⑤ 法律制定にあたり自公民三党協議による修正
 - ・児童福祉法 24 条 1 項の復活—市町村の保育実施義務
 - ・子ども園法案の取り下げと認定こども園法修正
 - *総合こども園への移行の強制（保育所）
 - ・認定こども園への移行は強制しない
- ⑥ 新制度の財源
 - ・社会保障と税の一体改革により消費税増税による確保
 - *保育分野に 0.7 兆円投入（2015 年度は 0.51 兆円）

新制度と公立保育所、幼稚園の民営化、統廃合

奈良女子大学
中山 徹

1. 新制度とは何だったのか

- ・ 経済対策でスタート
- ・ 新たな収益対象とする
- ・ 補助金を施設から個人に変える
- ・ 直接契約にする
- ・ 新たな財源は消費税にする
- × こども園に一本化できず
- × 24条第1項が残った

2. 新制度実施後、政府が示した課題

- ・ 財源の確保

新制度の必要財源：1兆円

内消費税 7000億円

現状では消費税で 5100億円

量的拡充 3000億円、

質的向上 2000億円 (3歳児 20対1 と 15対1)

平成 29年 4月 から 10%、7000億円確保

何を実施するのか

- ・ 私立幼稚園の新制度への移行

現状では約 20%

- ・ 認定こども園

倍増したが 2836ヶ所…大阪

保育所 2万ヶ所

24条第1項から外れる

- ・ 小規模保育事業

1655ヶ所、企業 33.8%

埼玉 231ヶ所、東京、大阪 163ヶ所

- ・ 家庭的保育事業

931ヶ所、個人 78%

3. 市民から見た問題

- ・ 制度的未整備、理解ができていない…初期に生じる問題
 - 延長保育
 - 休日保育
 - 滞納
- ・ 保育料